

不定期刊行物

## 翔べ、優駿

(第 33 号)平成 21 年 10 月 2 日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025

島根県益田市あけぼの西町 8-12

TEL:(0856)22-2073

FAX:(0856)24-2785

URL : <http://www.tabara-office.com/>

E-mai : yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

### お陰様で成人式

今月 2 日、当事務所は創立以来 20 年が経過し、いよいよ成人の仲間入りをすることになりました。これもひとえに皆様のご支援のお陰と感謝しております。

これが人間であれば、酒や煙草が自由になると共に、その行動に対して大人としての責任が生じてくる訳ですが、当事務所自身が酒を飲める訳ではありませんので、ただひたすら責任だけが加重されることになり、身の引き締まる思いです。今後とも、皆様のご期待に幾分でも添えますよう力を尽くす所存ですので、今後とも今まで以上にお引き立ての程、よろしく願いいたします。

さて、先月のシルバーウィークを利用して、長男の翔と二人で新潟へ行って来ました。旅のテーマは「ギとキの旅」、春日山城趾とトキの森公園を主な訪問先とする旅です。春日山城といえば上杉謙信の居城であり、上杉の「義」（ギ）、トキはそのまま「朱鷺」（とキ）で、併せて義朱鷺（ギとキ）の旅という訳です。

朱鷺を見に行くのは、日本野鳥の会の会員でもある私の趣味だからです。一方、上杉謙信は、利によって動く戦国の世にありながら、「義」を尊び重んずる生き方を貫いた武将です。古今東西、謙信のように正義を貫いた者は、皆、滅んでいます。否、歴史上の知られているのは元々、栄えていた者であるから皆、滅んだのであり、正義を貫けば成功しないので、歴史上、浮かび上がるような正義の味方はいないのだと思われます。ところが、ほとんど例外的に、謙信だけが正義と成功を両立させた人物だったのです。正義を貫ける程の天才だったとも言えると思います。人間誰しも成功を望むと思います。そして、成功するため心ならずも汚い手を使ってしまうのです。内心、心苦しいところがあるはずで、大成功を収めた人が晩年に慈善団体等へ寄付するのは、自分のしてきたことへの後悔から

ではないでしょうか。時々、清く正しく貧しく生きるという人もいますが、そういう人だって清く正しくかつ豊に行きたいと本心では思っていると思います。でも、それが無理だから、豊かさを捨てて、清く正しくという自分の心の中の豊かさも求めているのだと考えます。そんな人間世界にあって、心の豊かさ（正義）と物質的な豊かさ（成功）とを両方共手に入れた謙信は、正に人間の理想的な生き方をした人間であると思います。

私も、謙信の「義」ならぬ「ふれれば法はあたたかい」を旗印に、自分に恥じない法的サービスを提供し、なおかつ、少しは豊になりたいと願うばかりです。

## 経営承継円滑化法について

昨年5月9日に成立した「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）」が、本年3月1日から完全施行されています。国内企業の90%以上を占める中小企業は、地域経済の活力を維持すると共に、雇用全体の約70%を支えており、日本経済の基盤を形成する存在であります。ところが、近年、中小企業経営者の高齢化が進展し、後継者の不在を原因として廃業する企業が年間7万社に達しており、雇用の喪失が年間約30万人に及んでいます。このため、日本を支える中小企業の雇用や技術の喪失を防止するため、経営承継円滑化法が制定されました。中小企業では所有と経営が一致している（株式のほとんどを社長が所有している）ことから、経営者の相続に伴う①相続税負担、②民法の遺留分、③事業承継時の資金調達難といった問題があり、これを解決するための法律です。

経営承継円滑化法という中小企業とは、資本金または従業員数が業種毎に一定規模以下の企業をいいます。製造業他では3億円以下または300人以下、卸売業では1億円以下または100人以下、サービス業では5千万円以下または100人以下、小売業では5千万円以下または50人以下とされています。すなわち、当益田地域の企業はほとんど全てが中小企業に当てはまります。ただし、継続して3年以上、事業を営んでいた企業が対象となります。

まず、相続税負担の軽減については、後継者が株式を相続した場合に、株式にかかる相続税の80%の納税が猶予されることになりました。ただし、全株式の過半数の株式を持っていた先代経営者から全株式の過半数を相続し、その株式を保有を続け、雇用の8割以上を維持し代表者を続けるなど事業を5年間継続することが条件です。これにより、株式を相続しても、その相続税が払えないために株式を売却せざるを得なくなるという事態が防げることになりました。

次に、民法の遺留分についての特例が定められました。従来から先代の経営者が子供の一人に会社を承継させたい場合には、会社の株式をその子供に相続させるという遺言をすることが行われていました。しかし、民法は自分の財産は死後においても自由に処分できるという遺言制度を認める一方、相続人間の公平を図るため、遺言によっても自由に処分することができない遺留分というものを同時に定めていました。民法の定める相続分は半

分は配偶者、子供は半分を均等に相続するというものでしたが、遺留分はその法定相続分の半分でした。すなわち、妻であれば全遺産の4分の1、子供が3人であれば子供は各自1/2分の1の遺留分を持っていました。このため会社の株式以外にも多くの財産があればいいのですが、会社の株式以外にはめぼしい財産がなかった場合には、全ての株式を一人の子供に相続しようとしても、遺留分の規定によってそれができませんでした。遺産の中には、死亡時に存在した財産以外に、生前に贈与した財産も含まれますので、生きている内に全株式を贈与しておくということもできませんでした。そこで、相続人全員の合意を得て、経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可を経ることにより、生前に贈与した株式を遺留分の対象から除外することができるようになりました。

最後に、事業承継時の資金調達難に対する金融支援制度が設けられました。経営者が死亡した場合、事業を承継しようとする者は、相続により分散した株式や事業用資産の買い取り費用、相続税等の資金が必要になり、また経営者の交替により信用状態が悪化し、借入や支払条件が厳しくなることが多々あります。そこで、信用保険の枠を拡大したり、代表者個人に対する融資が実施されることになりました。

当益田地域においても、後継者がなく消えていく企業が多数見られ、将来が思いやられます。こうした制度を活用して、少しでも当益田地域の経済力と雇用の場を確保したいものです。